

第1編 土木工事編（積算基準（下水道編）適用工事含む）

1. 土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領

（目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。担い手確保には、建設現場における労働環境の改善が必須であるため、週休2日（4週8休以上）の普及・定着に向けて土日完全週休2日制工事を試行する。

（定義）

第2条 土日完全週休2日制工事（以下「週休2日」という。）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間^{※1}として、現場閉所^{※2}を原則、すべての土曜日と日曜日に行うものをいう。

2 この要領において、週単位の週休2日とは、対象期間内のすべての週における現場閉所の達成状況が、1週間（月曜日から日曜日まで）のうち2日間以上であることをいう。（別紙2）

3 この要領において、月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

なお、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%）に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）を達成しているものとみなす。（別紙3の①）

4 この要領において、通期の週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・ 準備期間
- ・ 後片付け期間
- ・ 夏季休暇（3日間）
- ・ 年末年始休暇（6日間）
- ・ 工場製作のみの期間
- ・ 工事事務等による不稼働期間

- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・その他、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間

なお、週単位の週休2日の場合において、対象となる週が1週間（月曜日から日曜日）に満たない週、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った週は対象期間から除く。（別紙2の①、②）

また、月単位の週休2日の場合において、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った日、暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。（別紙3の②、③）

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう

（対象工事）

第3条 すべての工事の案件を対象とする。ただし、以下の案件については対象外とする。なお、積算基準（港湾関係編）を用いて積算する案件については、第3編港湾等工事編を適用する。

- ① 契約工期が50日未満の工事
- ② 現場閉所困難な工事

（入札公告等への明示）

第4条 発注者は、入札公告において、「土日完全週休2日制工事（発注者指定型（月単位））」である旨を明示する

（経費の計上）

第5条 当初積算における週休2日に関する経費は、月単位の週休2日を前提とした補正係数（別紙1の②、④、⑤）を乗じたそれぞれの経費（労務費、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価、標準単価）を計上するものとする。

2 工事の精算にあたり、週単位の週休2日を達成できた場合、補正係数（別紙1の①、④、⑤）に増額変更するものとする。

また、週単位の週休2日及び月単位の週休2日を達成できなかったものについては、補正係数を除き減額変更するものとする。

3 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。

なお、週休2日の算定においては実際に現場閉所した日を週または月単位で算定すること。

4 受注者は、月1回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。

（工事成績評定における評価）

第6条 対象期間内ですべての土曜日・日曜日の現場閉所が達成できた場合、工事成績採点表 創意工夫の評価（監督員）における【働き方改革】において加点評価する。

なお、現場見学会など、1週間以上前に判明した土日作業がある場合には、発注者との協議により土曜日・日曜日を別の日への振替えることができるが、工事成績評定の加点対象となるのは、原則、前後2週間以内の平日への振替えの場合とする。（別紙2の③、別紙3の④）

また、対象期間内ですべての土曜日・日曜日の現場閉所、週単位及び月単位の週休2日が達成出来なかった場合でも、工事成績評定の減点は行わない。

（交替制への変更）

第7条 現場閉所により発注した工事において、現場条件の制約や社会的要請等により 現場閉所が困難な場合は、工事契約後、工事着手前に限り、発注者との協議によって、週休2日（現場閉所）から週休2日（交替制）に変更できるものとする。

なお、週休2日（交替制）に変更した場合、週休2日制試行要領 第1編 土木工事編「週休2日交替制工事（発注者指定型）」の試行要領に基づき実施するものとする。

（その他）

第8条 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※⁴が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。
なお、掲示例等詳細については、以下のとおりとする。

【掲示例・サイズ】A3横サイズ(297×420mm)

	週休二日制取組宣言
建設労働者の「働き方改革」を進めるため 週休二日制に取り組んでいます！	
<事業所名>	
三重県建設業労働時間削減推進協議会 【三重県、三重労働局、三重県建設業協会】	

【入手方法】

- ・ HP からダウンロードする場合

【三重県ダウンロードページ】

https://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/HP/m0156500039_00002.htm

【三重労働局ダウンロードページ】

[https://jsite.mhlw.go.jp/mie-](https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudouki_jun_keiyaku/densisinsei_00001.html)

[roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudouki_jun_keiyaku/densisinsei_00001.html](https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudouki_jun_keiyaku/densisinsei_00001.html)

- ・ 直接受け取る場合

【配付先】 厚生労働省三重労働局労働基準部監督課

- ・ 郵送で受け取る場合

厚生労働省三重労働局労働基準部監督課まで連絡（059-226-2106）

※ 4 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から適用されており、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

附則 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

【別紙 1 補正係数】

① 週単位の週休 2 日

- ・ 労務費 : 1. 0 2
- ・ 共通仮設費率 : 1. 0 2
- ・ 現場管理費率 : 1. 0 3

② 月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）

- ・ 労務費 : 1. 0 2
- ・ 共通仮設費率 : 1. 0 1
- ・ 現場管理費率 : 1. 0 2

③ 通期の週休 2 日

補正無し

④ 市場単価方式による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		月単位	週単位
鉄筋工		1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01

(下水道用設計標準歩掛に係る市場単価の補正係数)

名称	規格・仕様	補正係数	
		現場閉所	
		月単位	週単位
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
砂基礎工	人力施工	1.02	1.02
砂基礎工	機械施工	1.02	1.02
砕石基礎工	人力施工	1.02	1.02
砕石基礎工	機械施工	1.02	1.02
組立マンホール設置工		1.01	1.01
小型マンホール工		1.00	1.00
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.00
取付管およびます設置工	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.01

⑤ 土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		月単位	週単位
区画線工		1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02
表面被覆工（コンクリート保護 塗装）	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		月単位	週単位
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01
紫外線硬化型 FRP シート設置工 （ポリエテル樹脂）	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01
ノンコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00
侵食防止用植生マット工（養生 マット工）		1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウ エル管）設置工		1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02
H 型ボラード設置工		1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02

【別紙2 週単位の週休2日の考え方】

週単位の週休2日とは、対象期間内のすべての週における現場閉所の達成状況が、1週間（月曜日から日曜日まで）のうち2日間以上であることをいう。

週単位の週休2日の達成状況については、以下のとおり判断し、対象期間全ての週毎の達成状況を確認したうえ、その達成状況に応じて、経費補正を評価する

① 準備期間や片付期間が含まれる場合

月	火	水	木	金	土	日
準備期間 (対象外)		対象期間 →			現場閉所	現場閉所

●週単位の達成状況：この週は対象外（対象期間が1週間未満）

■工事成績評価の加点：達成（土・日曜日の現場閉所）

月	火	水	木	金	土	日
			対象期間 ←	片付期間 (対象外)		

●週単位の達成状況：この週は対象外（対象期間が1週間未満）

■工事成績評価の加点：対象外（対象期間に土・日曜日を含まない）

② 同一週内での指示による土日作業（緊急対応等）を行った場合

月	火	水	木	金	土	日
指示日					緊急対応	現場閉所

●週単位の達成状況：この週は対象外（緊急対応のため）※1

■工事成績評価の加点：達成（緊急対応により土曜日が対象外）※2

※1 週単位において、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った週は、対象期間から除く。

※2 工事成績評価において、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った日は、対象期間から除く。

- ③ 1週間以上前に判明した土日作業（現場見学会等）を前後2週間以内の平日に振替えた場合

月	火	水	木	金	土	日	
	指示日		現場閉所			現場閉所	第A週
						現場閉所	第B週

振替え

第A週

●週単位の達成状況：達成（1週間で2日の現場閉所）

■工事成績評定の加点：未達成（土曜日に現場作業）

第B週

●週単位の達成状況：未達成（1週間で1日の現場閉所）※3

■工事成績評定の加点：達成（振替えによる土・日曜日の現場閉所）

※3 発注者の指示による土日作業は原則、現場閉所日を前後2週間以内の平日に振替えるものとするが、週をまたぐ振替えについては、振替えた先の週における現場閉所日として扱うものとする。

【別紙3 月単位の週休2日の考え方】

月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

なお、下記①の場合も4週8休以上達成とみなす。

- ① 暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。（A月、B月）

A月（パターンA）						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- ・ A月すべてが対象期間の場合

$$\frac{8 \text{ 日（土日日数）}}{30 \text{ 日（対象日数）}} = 26.66 \dots$$

4週8休に満たないが、A月は8日以上
の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

B月（パターンB）						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- ・ B月22日から対象期間が始まる場合

$$\frac{2 \text{ 日（土日日数）}}{9 \text{ 日（対象日数）}} = 22.22 \dots$$

4週8休に満たないが、B月は2日以上
の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

- ② 暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。
（C月）

C月（パターンC）						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- ・ C月4日で対象期間が終わる場合
- ・ C月29日から対象期間が始まる場合



暦上の土日を含まないため、対象期間から除く

③ 同一週での指示による土日作業は対象期間から除く。

D月（パターンD）						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16 指示日	17	18	19	20 緊急対応	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- ・ D月 16 日の指示で D月 20 日に緊急対応を行った場合



緊急対応の作業日を除いた土日日数の現場閉所を行っていれば、4週8休以上の達成とみなす

土日日数 8 日 ⇒ 土日日数 7 日
緊急対応除く

※ 月単位及び工事成績評定において、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った日は、対象期間から除く。

④ 土曜日・日曜日をやむを得ず振替える場合（E月、F月）

【同じ月への振り替え】							【他の月への振り替え】						
E 月							F 月						
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5 指示日	6	7	1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28
29	30						29	30					

- ・ E 月の現場閉所日としてみなす

- ・ F 月の現場閉所日としてみなす

（E 月の現場閉所日としない）

※ E 月の 4 週 8 休以上の率算出時に注意

【工事成績評定の加点】

振替え対象となる土曜日・日曜日から、原則、前後 2 週間以内の平日への振替えの場合とする。

2. 【参考】土日完全週休2日制工事確認表

土日完全週休2日制工事 月単位確認表

対象期間内のすべての土日を指定土日として記入する

※港湾工事の通期は成績評定のみ考慮。(港湾工事の補正係数に通期の考え方は無い)

														日数	出席率	4時間 指定 出席	指定科目 出席	成績 加点	備考
計画	対象日 原則日														0	0.0%	対象外		○＝予備期間、片＝部分付期間、△＝算外期間、●＝本学卒業生付期間、 派＝工場見学期間、○＝社会期間、●＝期外指定日、○＝期外予定日
実施	対象日 原則日														0	0.0%	対象外	対象外	●＝工事事故等による不稼働期間、△＝欠席に対する実効性に対する期間、 片＝その他、受注者の数によらない作業 ●＝期外日
備考																			指定・成績期間指定日、指定・指定日以外の指定日、参加・事前指定 期外・工場見学日、完成・完成報告書提出日

[illegible][illegible]

土日完全週休2日制工事 週単位確認表

対象	0週	達成	0週					判定(経費補正)	判定(工事成績加算)
	月	火	水	木	金	土	日		
第1週								○	×
								対象外	×
第2週								対象外	×
								対象外	×
第3週								対象外	×
								対象外	×
第4週								対象外	×
								対象外	×
第5週								対象外	×
								対象外	×
第6週								対象外	×
								対象外	×
第7週								対象外	×
								対象外	×